

子ども手当

制度が変わりました
申請を忘れずに

子ども手当は、平成23年10月から平成24年3月まで、特別措置が取られています。これに伴い、これまで子ども手当を受け取っていた人も含め、支給対象となる中学校修了前15歳到達後最初の3月31日)までの子どもを養育する全ての人は、申請が必要です(申請者は、生計の中心となる父母などです)。

公務員の人は、勤務先で手続きをしてください。

申請の手続き

市では住民記録・外国人登録を基に、対象となると思われる世帯には、10月下旬に申請書類を郵送します。

11月になっても申請書類が届かない場合は、子育て支援課に連絡してください。

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには、平成24年3月末までに申請が必要です。

市では10月28日(金)～11月30日(水)に市役所1階ロビーに申請窓口を開設します。この期間に手続きをしてください。下総・大栄支所市民福祉課でも申請を受け付けます。

必要な添付書類

○申請者の健康保険証の写し(厚生年金などの加入者の場合)

○申請者名義の、金融機関の口座番号などが確認できるもの(通帳の写しなど)

○外国人登録証(申請者や子どもが外国人の場合)

○印鑑

このほか、子どもと別居している場合など、必要に応じて提出する書類があります。

主な改正点

支給月額の変更

○3歳未満：一律15,000円

○3歳～小学校修了前：第1・2

子10,000円、第3子以降

15,000円

○中学生：一律10,000円
支給要件の変更

○国内に居住する子どもが支給の対象(留学中の場合は、支給対象になる場合があります)

○児童養護施設などに入所している子どもや里親に委託されている子どもについては、原則、施設の設置者などに支給

○未成年後見人や父母指定者(父母が国外に居住の場合のみ)に対して、父母と同様(監護・生計同一)の要件があれば支給
○離婚協議中など一定の要件に当てはまる場合は子どもと同居している親に支給

支給月＝平成24年2月(平成23年10月分～平成24年1月分)、平成24年6月(平成24年2・3月分)

平成23年10月1日以降、子どもが生まれた人やほかの市町村から転入した人は、速やかに申請をしてください。申請のあった月の翌月分から手当を支給します(3月末までに申請しても遡って手当を受け取れることはできません)

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

防災行政無線

試験放送の時間が
11月から午後4時に

市では、緊急時に備えて防災行政無線の動作を確認するための試験放送を1日2回(正午と夕方実施しています)。

夕方の放送(夕焼け小焼け)の時刻は、日没時間などを考慮して設定しています。

11月1日(火)からは、放送の時刻が午後4時(10月31日)までは午後5時に変更されます。

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(40カ所)	9/12～9/16	0.07～0.29	0.07～0.30	0.07～0.29
	9/20～9/29	0.08～0.25	0.08～0.29	0.07～0.30
保育園・幼稚園など(31カ所)	9/12～9/16	0.07～0.17	0.07～0.20	0.08～0.20
	9/20～9/29	0.07～0.16	0.07～0.17	0.07～0.20
公園(138カ所)	9/13～9/30	0.07～0.19	0.06～0.21	0.06～0.22
成田市役所(花崎町)	9/26	0.15	0.16	0.19
	10/3	0.15	0.16	0.20
下総支所(猿山)	9/26	0.16	0.16	0.18
	10/3	0.15	0.17	0.17
大栄支所(松子)	9/27	0.13	0.14	0.13
	10/3	0.13	0.14	0.13
大清水 大気測定局(遠山中 敷地内)	9/26	0.13	0.14	0.16
	10/3	0.13	0.14	0.15
幡谷 大気測定局(久住体育館 隣り)	9/26	0.15	0.16	0.17
	10/3	0.16	0.16	0.17

※各施設の測定場所ごとの測定値は、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

成田市民憲章

制定40周年を 迎えました

「成田市民憲章」は、市民の幸せを願い、未来への理想像を掲げ昭和46年11月3日に制定されました。環境美化運動・ボランティア活動・文化・スポーツの中でその精神が生かされ、子どもから大人まで、市民一人一人がよりよい郷土を作り上げるために実践されています。

今年、市民憲章は制定40周年を迎えました。これを記念して、「成田市民憲章制定40周年記念の集い」を次の通り開催します。

日時 11月3日(木・祝) 午後1時～4時

会場 市役所6階大会議室

内容 市民憲章の紹介、小学生作文コンクール表彰式、記念講演

市長日誌

【9月16日～30日】

16日	イハラ建成工業成田工場竣工式 総務常任委員会
17日	市内小学校運動会 豊住地区秋季大運動会 敬老会(～18日)
20日	千葉県ゆうあいピックソフトボール選手権大会兼千葉県障害者スポーツ大会ソフトボール競技の部 秋の全国交通安全運動出動式
21日	福島県震災避難者慰労「成田のおもてなし」歓迎セレモニー
22日	9月定例市議会閉会
23日	小学生相撲大会
24日	明治大学・成田社会人大学3課程合同特別研修
25日	稲作り体験教室
26日	成田空港圏自治体連絡協議会勉強会
29日	成田高等学校創立115周年記念新校舎建築工事に棟式 市場取引委員会
30日	産業まつり実行委員会



長寿を祝ってあいさつ(17日)

会「市民憲章と共に歩む豊かな人生」・菊地幸夫さん(弁護士)

申込方法 代表者の住所・氏名・

電話番号・応募者全員の氏名を、

電話・FAX・Eメール・郵便

で総務課内市民憲章推進協議会

事務局(☎20・1510、FAX

24・1655、Eメールsomu@

city.narita.chiba.jp、〒286・

8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課へ。

教育資金利子補給

国のローンを 受けている人に

市では、国の教育ローンの融資を受けて高校・大学などに入学する人や在学中の人、その家族を対象に、利子の半額を補給します。教育ローンの融資を受けていて、

次の2つの条件を満たす人

○市内に1年以上住民記録がある

人・外国人登録をしている人

○市税を完納している人

利子補給期間 交付決定された月

からの在学期間(最長7年間・

留年した年数は除く)

申請に必要なもの 返済予定表、

住民票(世帯全員が記載された

もの)、市税納税証明書(平成22

年度分)、印鑑、在学・入学を

証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

市・県民税

65歳以上の人は 年金から差し引かれます

年金所得がある人の市・県民税は、年金から差し引かれる特別徴収という制度で納付してもらって

います。対象の人には、税額決定

通知書で特別徴収額をお知らせし

ています。年金振込通知書(年金

支払者から送付されるはがき)で

も確認することができます。

税額の変更、年金の支給停止、

市外への転出などがあると、特別

徴収は中止になり、納付書や口座

振替で納めることになります。

※くわしくは市民税課(☎20・1513)へ。

農産物被害の損害賠償

原発事故の被害を受けた 農家を対象に

東京電力では、福島第一原子力発電所の事故によって生じた、農産物の出荷制限指示の損害や、農産物の風評被害などに対して、補償を行っています。

補償を受けるには、損害を算出

するための証明書類と請求書を作

成し、東京電力に直接、損害賠償

の請求を行う必要があります。

そこで、県・市では、損害を受

けた農家を対象に、請求に関する

相談を受け付けています。

※くわしくは農政課(☎20・1541)または県印旛農業事務

所企画振興課(☎043・483・1129)へ。

千葉県災害義援金

一部損壊世帯にも 配分されます

県では、東日本大震災の一部損壊世帯を対象に、災害義援金を配分します。詳細は、決まり次第「広報なりた」などでお知らせします。災害義援金の申請には、り災証明書が必要ですので、次の通り手続きをしてください。

申請時間 午前8時30分～午後5時15分

申請場所 危機管理課(市役所4階)

持ち物 印鑑、本人確認ができるもの、被害状況が分かる書類などの写し

※くわしくは同課(☎20・1523)へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①市・県民税(第3期)
- ②国民健康保険税(第4期)
- ③後期高齢者医療保険料(第4期)
- ④介護保険料(第4期)

納期…10月16日(日)～31日(月)

※くわしくは①市民税課(☎20-1513)、②③保険年金課(☎20-1526)、④介護保険課(☎20-1545)へ。